

黒松内町豊幌第 2 地区水資源保全地域に係る指定の区域及び地域別指針

北海道水資源の保全に関する条例(平成 24 年北海道条例第 9 号。以下「条例」という。)第 17 条第 4 項の規定に基づき、黒松内町豊幌第 2 地区水資源保全地域に係る指定の区域及び地域別指針を次のとおり定める。

1 指定の区域

名称	指定の区域
黒松内町豊幌第 2 地区 水資源保全地域	寿都郡黒松内町字豊幌 3 番地 1 から 3 まで、18 番地、19 番地 1 から 6 まで、42 番地 1、46 番地 1、47 番地 1、47 番地 3 から 4 まで、232 番地 2 から 9 まで、232 番地 48 から 65 まで、232 番地 84 から 110 まで、233 番地 41 から 42 まで、237 番地 1、237 番地 3 から 14 まで、237 番地 39 から 50 まで、238 番地 1、247 番地 1 から 2 まで、251 番地 1、252 番地、253 番地、254 番地 1 から 2 まで、254 番地 4、254 番地 8 から 13 まで、255 番地 1 から 2 まで、255 番地 4、256 番地、257 番地、258 番地 1、258 番地 3 から 19 まで、259 番地 1 から 2 まで、260 番地 1、260 番地 5、261 番地、262 番地 1、263 番地 1 から 2 まで、264 番地、265 番地、266 番地、267 番地、268 番地、269 番地、270 番地、271 番地 1、272 番地 1、273 番地 1、274 番地 1、274 番地 5、275 番地 1、275 番地 4、276 番地 1、276 番地 3 から 5 まで、277 番地、278 番地、279 番地 1 から 7 まで、280 番地 3、281 番地 2、282 番地 1、283 番地、284 番地 1、287 番地、289 番地、290 番地 1 から 2 まで、291 番地、292 番地、293 番地 1 から 3 まで、294 番地、295 番地、296 番地、297 番地、320 番地 1 から 3 まで、321 番地 1、321 番地 3、322 番地、323 番地 1 から 2 まで、324 番地 1 から 2 まで、325 番地、327 番地 2 から 3 まで、328 番地、330 番地 1 から 2 まで、331 番地 1、332 番地 3、333 番地 1、336 番地、338 番地 1、339 番地 1、344 番地、345 番地、346 番地 1 から 2 まで、347 番地、348 番地 3、350 番地、351 番地、352 番地、353 番地 1 から 2 まで、354 番地、355 番地、357 番地 1、357 番地 3、358 番地、360 番地、361 番地 4 から 5 まで、363 番地 3、364 番地 1、365 番地 1、366 番地 1、370 番地、371 番地 2、372 番地、374 番地 2、375 番地 2、376 番地、376 番地 3 から 4 まで、378 番地 1 から 2 まで、378 番地 6、379 番地、380 番地 1 から 2 まで、381 番地 1、384 番地 2、385 番地 1 から 13 まで、387 番地、389 番地 1 から 2 まで、389 番地 4 から 5 まで、390 番地 1 から 4 まで、391 番地 1、391 番地 3 から 5 まで、392 番地 1、393 番地 4 から 5 まで、393 番地 7 から 8 まで、393 番地 18、416 番地 1、416 番地 5 から 6 まで、417 番地、420 番地 1、421 番地 1、422 番地、423 番地 1 から 2 まで、424 番地 1、425 番地 1、425 番地 4 から 6 まで、427 番地 1、427 番地 3、428 番地 1、428 番地 4、429 番地 1、429 番地 4 から 7 まで、430 番地 1 から 5 まで、430 番地 8 から 9 まで、431 番地 1 から 2 まで、431 番地 5、433 番地、434 番地 1、435 番地 1、435 番地 4、436 番地 1、437 番地、439 番地 1 から 2 まで、441 番地、443 番地 1 から 6 まで、446 番地、448 番地 1 から 2 まで、449 番地、450 番地 1 から 3 まで、451 番地 1 から 2 まで、

名称	指定の区域
	<p>452 番地、453 番地 1、453 番地 3 から 4 まで、454 番地 1、454 番地 3、455 番地、456 番地 1、456 番地 3 から 4 まで、456 番地 6 から 7 まで、457 番地、459 番地、462 番地、463 番地 1 から 4 まで、464 番地 1、464 番地 5 から 10 まで、465 番地 3、468 番地 4 から 7 まで、471 番地 4、479 番地 2、481 番地 3 から 5 まで、483 番地 1 から 4 まで、485 番地、539 番地 1 から 2 まで、539 番地 4 から 6 まで、540 番地 9、540 番地 11、541 番地 1、541 番地 3 から 5 まで、547 番地、549 番地 1 から 8 まで、550 番地 1、550 番地 4 から 5 まで、551 番地 1、551 番地 6 から 7 まで、552 番地 4 から 5 まで、553 番地 1 から 2 まで、553 番地 8、553 番地 10、554 番地 1、554 番地 4 から 5 まで、556 番地 1 から 2 まで、556 番地 5、557 番地 1、557 番地 3 から 4 まで、558 番地 6 から 7 まで、559 番地 1 から 2 まで、560 番地 1、560 番地 3、561 番地 1、561 番地 4、562 番地 1、563 番地 1、564 番地、677 番地 1、677 番地 3 から 7 まで、700 番地、20001、20006、30006</p> <p>字中里 42 番地 2、42 番地 9、57 番地、83 番地、84 番地、85 番地、字熱原野 269 番地</p> <p>※黒松内町豊幌第 2 地区水資源保全地域区域図に示すとおり</p>

2 地域別指針

(1) 指定の区域に関する基本的事項

対象区域	当該区域は、地下水から原水を取り入れていることから、地下水を取り入れるミネラルウォーター製造施設の取水施設が設置されている地点から一定距離の区域とした。
面積	4, 460, 472 m ² (黒松内町中里地区水資源保全地域との重複 1,529,727 m ² 、黒松内町貝殻地区水資源保全地域との重複 77,718 m ² を含む。)
区域設定の考え方	黒松内銘水(株)が管理する取水施設は、同社が製造販売するミネラルウォーターの製造施設であり、また、同施設敷地内には、同社が製造している商品と同じ取水地から汲み上げた地下水を無料で提供する給水口を設けている。当該施設の取水地点から 1 km の範囲を基本として、地番単位の区域で国有地を除き水資源保全地域とした。
対象区域の状況	<p>対象区域は、国土利用計画法に基づく北海道土地利用基本計画において農業地域及び森林地域に区分されているほか、森林法に基づく黒松内町森林整備計画において水源涵養林(水資源保全ゾーン)に指定される森林、農業振興地域の整備に関する法律に基づく農用地区域が所在する区域である。</p> <p>さらに、黒松内銘水(株)の取水施設の周辺区域であることから、水量や水質への悪影響がないよう、適正な土地利用の確保を図る必要がある。</p>

(2) 指定の区域において土地所有者等が配慮すべき事項

水資源保全地域は、水資源の保全のために特に適正な土地利用の確保を図る必要があると認められる区域であり、その土地利用については、現在及び将来の道民の健康で文化的な生活の確保に寄与し、本道の豊かな水資源がもたらす恩恵を現在と将来の世代が享受できるよう、その保全を図る必要があることから、黒松内町豊幌第2地区水資源保全地域内の土地所有者等は、別表に掲げる法令をはじめとした土地利用に関する法令に基づき必要な手続等を行うとともに、次の事項に配慮し土地利用を行うものとする。

ア 水資源の確保や水質への影響が懸念されるような取水行為や開発行為など水資源の保全に支障を来すおそれのある土地利用は、極力避けるよう努めること。

イ 水源の涵養に大きな役割を果たしている森林の適切な整備及び保全を行うなど、水資源の保全のために必要な措置を講ずるよう努めること。

ウ 周辺の自然環境や土地利用状況等と調和した土地利用を行うよう努めること。

別表

要件	必要な手続等		根拠法令等
土地取引行為を行う場合	事前届出	土地に関する権利を有している者は、契約の3月前に、その旨知事に届け出ること。	北海道水資源の保全に関する条例
一定面積以上の土地取引行為を行う場合	事後届出	10,000 m ² 以上の土地の場合、土地取得者(買主等)は、契約締結後の2週間以内に、黒松内町長を経由して、知事に届け出ること。	国土利用計画法
新たに民有林の土地の所有者となった場合	事後届出	新たに民有林の土地の所有者となった場合は、所有者となった日から90日以内に、黒松内町長に届け出ること(国土利用計画法による届出をした場合は、届出不要)。	森林法
農地又は採草放牧地を売買又は貸借等をする場合	許可	農地又は採草放牧地を売買又は貸借等をする場合は、売主(貸主等)と買主(借主等)が連署で黒松内町農業委員会に申請を行い、許可を受けること。	農地法

要件	必要な手続等		根拠法令等
農地を転用等する場合	許可	農地を転用する場合及び農地又は採草放牧地を転用するため所有権、賃借権等の権利を設定又は移転する場合は、黒松内町農業委員会の許可（農地が4haを超える場合は知事の許可）を受けること。	農地法
国内非居住者が不動産を取得する場合	事後届出	国内に居住していない者が不動産を取得する場合は、居住の用に供するためのものなどを除き、20日以内に財務大臣に届け出ること。	外国為替及び外国貿易法
土地利用を行う場合	北海道土地利用基本計画に沿った土地利用を行うこと。	北海道土地利用基本計画の土地利用基本計画図により地域設定された「農業地域」は、農用地として利用すべき土地があり、総合的に農業の振興を図る必要がある地域であり、土地利用については、現況農用地は極力その保全と有効利用を図るとともに、農用地区域において今後新たに必要とされる農用地を計画的に確保、整備するなど、同計画に基づいた土地利用を行うこと。	国土利用計画法
		北海道土地利用基本計画の土地利用基本計画図により地域設定された「森林地域」は、森林の土地として利用すべき土地があり、林業の振興または森林の有する諸機能の維持増進を図る必要がある地域であり、土地利用については、必要な森林の確保を図るとともに、森林の有する多面的機能が持続的に発揮されるようその整備及び保全するなど、同計画に基づいた土地利用を行うこと。	
建築物や特定工作物の建築等のために行う土地の区画形質の変更を行う場合	許可	都市計画区域外であることから、1ha以上の建築物や特定工作物の建築等のために行う土地の区画形質の変更を行う場合、知事の許可（開発許可）を受けること。	都市計画法
開発許可を受けた土地において、予定建築物以外の建築物等の新築等、建築物の改築、用途を変更する場合	許可	開発許可を受けた土地において、予定建築物以外の建築物等の新築等、建築物の改築、用途を変更する場合、知事の許可（建築等の制限解除）を受けること。用途地域等が定められているときは不要。	都市計画法

要件	必要な手続等		根拠法令等
屋外広告物を掲出する場合	許可	屋外広告物の許可地域に指定されている地域があることから、区域内で、屋外広告物を掲出する場合は、知事の許可を受けること。	北海道屋外広告物条例
森林の施業等を行う場合	市町村森林整備計画に沿った森林施業等を行うこと。	森林施業及び保護を行う場合は、黒松内町森林整備計画において、水源涵養林（水資源保全ゾーン）にゾーニングされていることから、市町村森林整備計画におけるゾーニングに即した施業等に努めること。	森林法
民有林の立木の伐採等を行う場合	事前届出等	民有林の立木を伐採しようとする場合は、伐採を始める90日から30日前までに、伐採及び伐採後の造林の方法等を黒松内町長に届け出ること。また、届出に基づき伐採及び造林が完了した日からそれぞれ30日以内に黒松内町長に森林の状況報告書を提出すること。	森林法
森林経営計画の対象となる森林について、計画に定められている立木の伐採等を行う場合	事後届出（計画は事前に記載）	一定の要件を満たすものとして黒松内町長等の認定を受けた森林経営計画の対象となる森林について、当該計画に定められている立木の伐採等をした場合は、終了後30日以内に、黒松内町長等に届け出ること。	森林法
一定規模を超える森林の開発行為を行う場合	許可	地域森林計画の対象となっている民有林において1ha（太陽光発電設備の設置を目的とする場合は0.5ha）を超えて開発（土地の形質を変更する行為）する場合は、知事の許可を受けること。	森林法
農用地区域内の開発行為を行う場合	許可	農業振興地域の農用地区域に指定されている区域があることから、区域内で土地の形質変更や工作物の設置等をする場合は、黒松内町長の許可を受けること。	農業振興地域の整備に関する法律
一定の規模以上の土地の形質の変更を行う場合	事前届出	3,000㎡以上（現に有害物質使用特定施設を設置している土地にあつては900㎡以上）の土地の形質を変える行為を行う場合は、着手予定日の30日前までに、知事に届け出ること。	土壌汚染対策法
特定の開発行為を行う場合	許可	1haを以上の1団の土地について行われるスキー場・キャンプ場・乗馬場・射撃場・アーチェリー場・車両競争場の建設、これらの施設を2以上有する施設の建設、資材置場又は工場用地の造成、土石の採取を行う場合は、知事の許可を受けること。	北海道自然環境等保全条例

要件	必要な手続等		根拠法令等
専用水道の設置等を行う場合	事前確認	100人を超える者に水を供給する、又は一日最大給水量が20立方メートルを超える自家用水道等を設置する場合などは、工事着手前に知事の確認を受けること。	水道法
専用水道の設置等を行う場合	事後届出	既にある水道施設について、居住者の増加に伴い、水の供給が100人を超える場合は、知事に届け出ること。	水道法
自家用工業用水道の布設を行う場合	事後届出	給水量が一日当たり5千立方メートル以上の自家用工業用水道を布設した場合は、給水開始後すぐに経済産業大臣に届け出ること。	工業用水道事業法
汚水又は廃液を排出する施設を設置する場合	事前届出	汚水又は廃液を排出する施設（特定施設）を設置する場合は、工事に着手する60日前までに知事に届け出ること。	水質汚濁防止法
下水道法による特定施設を設置する場合	事前届出	人の健康や生活環境に悪い影響を与える物質を排出するおそれのある施設として法令に定める特定施設を設置等を行う場合は、着工の60日前までに、黒松内町長に届け出ること。	下水道法
廃棄物処理施設を設置する場合	許可	廃棄物処理施設を設置又は変更する場合は、知事の許可を受けること。	廃棄物の処理及び清掃に関する法律
廃棄物処理施設のうち一定の施設を設置する場合	事業計画書の提出	廃棄物処理施設のうち一定の施設を設置又は変更する場合は、水道水源となる原水に影響を与えるおそれがないよう配慮等し、知事の求める事業計画書を提出すること。	北海道循環型社会形成の推進に関する条例
砂防指定地内で工作物の設置等を行う場合	許可	砂防指定地があることから、指定地内で土地の掘削等、砂防設備に工作物を設置し継続して占用をする場合は、知事の許可を受けること。	砂防法
周知の埋蔵文化財包蔵地で土木工事等を行う場合	事前届出 事前協議	周知の埋蔵文化財包蔵地で土木工事等を行う場合は、着工の60日前までに北海道教育委員会に届け出ること。また、事業地内に包蔵地がある、隣接する、所在する可能性がある場合、総工事面積が1ha以上の場合は、開発事業等の計画策定時に包蔵地の有無等を地元教育委員会に照会の上、必要に応じ北海道教育委員会に協議すること。	文化財保護法

要件	必要な手続等		根拠法令等
特定工場を設置等する場合	事前届出	敷地面積 9,000 m ² 以上又は建築面積 3,000 m ² 以上の特定工場（製造業、電気・ガス・熱供給業者）を設置、変更等を行う場合は、工事等の開始の90日前までに、黒松内町長に届け出ること。	工場立地法
鉱物を採掘する場合	認可	鉱物資源の採掘を行う場合は、鉱業権の設定を受けた後、鉱業実施の基本計画となる施業案を定め北海道経済産業局長の認可を受けること。	鉱業法
鉱物を探査する場合	許可	地震探鉱法による鉱物の探査を行う場合は、北海道経済産業局長の許可を受けること。	鉱業法
砂利を採取する場合	認可	砂利の採取を行う場合は、採取を行う場所ごとに採取計画を定め、知事又は河川管理者の認可を受けること。	砂利採取法
岩石を採取する場合	認可	岩石の採取を行う場合は、採取を行う場所ごとに採取計画を定め、知事の認可を受けること。	採石法
河川の流水や敷地の利用を行う場合	許可、届出	河川の流水・土地の占用、土石等の採取、河川敷地内での工作物の新築等、土地の掘削・盛土、竹木の流送、汚物の洗浄、土石のたい積などを行う場合は河川管理者の許可を受けること。また、1日一定量以上の汚水を河川に排出する場合は、河川管理者に届け出ること。	河川法及び河川法施行条例並びに普通河川管理条例
温泉の採取等を行う場合	許可	温泉を湧出させる目的の土地の掘削、温泉の採取、温泉を公共の浴用又は飲用に供しようとする場合は、知事の許可を受けること。	温泉法
ホテル、旅館などの経営を行う場合	許可、届出	ホテルや旅館などの旅館業の経営を行う場合は、知事に許可を受けること。また、施設等の変更や廃止を行う場合は届け出ること。	旅館業法
ゴルフ場の開発を行う場合	事前協議	ゴルフ場の開発については、知事に事前に協議すること。	ゴルフ場開発の規制に関する要綱
一定規模以上の建物等を建築する場合	事前届出	一定規模以上の建築物等の建築などをする場合は、黒松内町長に事前に届け出ること。	黒松内町ふるさと景観条例

※本表は、根拠法令等の改正等があった場合は随時更新するものとする。